

訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の主な取消等事由（平成12年4月分から平成18年12月分まで）

◎訪問介護事業所の主な取消等事由（重複該当あり）

不正の内容	具体例	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	合計
架空、時間や回数の水増しによるサービス提供		3	4	11	26	17	18	10	89
無資格者によるサービス提供	無資格者が有資格者の名義を借りサービスを提供	2	3	11	12	6	5	4	43
虚偽の指定申請	勤務予定のないヘルパーを申請書に記載して指定を受けた	0	2	7	13	9	10	6	47
人員基準違反	サービス提供責任者が不在など	0	3	7	12	7	11	4	44
同居家族に対するサービス提供	利用者とヘルパーが同居家族であり、同居家族であるヘルパーが他のヘルパーの名義を使い請求	0	2	3	9	2	5	3	24
対象外サービスの提供	移送中の時間をサービス提供時間として請求	0	0	2	10	2	7	1	22
利用者負担の免除	利用者が支払うべき1割相当額を徴収していなかった	0	1	0	8	2	5	1	17
3級ヘルパーによるサービス提供	作為的に減算適用せずに請求	0	1	0	1	1	0	0	3
ケアマネ事業所に対する金銭供与	事業所の利用を斡旋依頼し金品を供与した	0	0	0	1	0	0	0	1

◎居宅介護支援事業所の主な取消等事由（重複該当あり）

不正の内容	具体例	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	合計
無資格者によるケアプラン作成	ケアマネの名義を使い無資格者がケアプランを作成	0	11	13	9	14	7	3	57
架空、不適切なケアプランの作成	ヘルパー事業所等の架空請求を幫助するために架空のケアプランを作成していた	0	2	7	15	10	7	6	47
虚偽の指定申請	勤務予定のないケアマネの名前を借りて申請した	0	7	9	4	5	5	3	33
アセスメント、給付管理が未実施もしくは不適切	ヘルパー事業所等のサービス提供実績に基づき後付けで、ケアプラン・給付管理表を作成	0	1	5	6	2	6	2	22
人員基準違反	常勤のケアマネが不在など	0	2	8	1	6	5	3	25
要介護認定調査における無資格者の訪問調査	ケアマネでない者が訪問調査を実施していた	0	0	1	3	0	1	0	5
ヘルパー事業所からの金銭授受	ヘルパー事業所から紹介料的な金銭を受領した	0	0	0	1	0	0	0	1

指定取消等事業者に対する介護給付費の返還について

平成12年度～平成17年度

○年度別の返還請求額及びその返還額

	指定取消等 事業所数 (ヶ所)	返還対象 事業所数 (ヶ所)	返還請求額 (百万円)	返還額 (百万円)	未済額 (百万円)	備考
平成12年度	7	5	30	30	0	
平成13年度	30	25	227	135	92	
平成14年度	90	70	1,607	527	1,080	
平成15年度	105	87	1,613	610	1,003	
平成16年度	81	66	840	252	588	
平成17年度	96	75	1,211	820	391	
計	409	328	5,528	2,374	3,154	

注)平成18年8月31日現在

平成17年度指導監査結果に伴う報酬返還の状況

サービス別内訳(平成17年度中確定分)

介護保険施設等の区分	返還額(加算額含まず)		加算額	
1.指定訪問介護事業所	事業所数	657 事業所	事業所数	13 事業所
	返還額	785,152 千円	加算額	97,862 千円
2.指定訪問入浴介護事業所	事業所数	13 事業所	事業所数	0 事業所
	返還額	20,321 千円	加算額	0 千円
3.指定訪問看護事業所	事業所数	107 事業所	事業所数	0 事業所
	返還額	26,673 千円	加算額	0 千円
4.指定訪問リハビリテーション事業所	事業所数	4 事業所	事業所数	0 事業所
	返還額	4,168 千円	加算額	0 千円
5.指定居宅療養管理指導事業所	事業所数	3 事業所	事業所数	0 事業所
	返還額	5,283 千円	加算額	0 千円
6.指定通所介護事業所	事業所数	557 事業所	事業所数	6 事業所
	返還額	587,387 千円	加算額	2,923 千円
7.指定通所リハビリテーション事業所	事業所数	200 事業所	事業所数	4 事業所
	返還額	378,160 千円	加算額	19,984 千円
8.指定短期入所生活介護事業所	事業所数	63 事業所	事業所数	2 事業所
	返還額	29,910 千円	加算額	2,279 千円
9.指定短期入所療養介護事業所	事業所数	18 事業所	事業所数	2 事業所
	返還額	31,973 千円	加算額	941 千円
10.指定認知症対応型共同生活介護事業所	事業所数	294 事業所	事業所数	7 事業所
	返還額	200,344 千円	加算額	12,221 千円
11.指定特定施設入所者生活介護事業所	事業所数	9 事業所	事業所数	2 事業所
	返還額	54,575 千円	加算額	3,523 千円
12.指定福祉用具貸与事業所	事業所数	20 事業所	事業所数	0 事業所
	返還額	93,248 千円	加算額	0 千円
13.指定居宅介護支援事業所	事業所数	1,396 事業所	事業所数	18 事業所
	返還額	685,735 千円	加算額	23,026 千円
14.指定介護老人福祉施設	事業所数	330 事業所	事業所数	2 事業所
	返還額	462,320 千円	加算額	2,583 千円
15.介護老人保健施設	事業所数	229 事業所	事業所数	4 事業所
	返還額	477,654 千円	加算額	21,962 千円
16.指定介護療養型医療施設	事業所数	213 事業所	事業所数	4 事業所
	返還額	457,269 千円	加算額	14,678 千円
合計	事業所数	4,113 事業所	事業所数	64 事業所
	返還額	4,300,172 千円	加算額	201,982 千円

改善勧告・改善命令 ひながた

第 号
平成 年 月 号

法人名
代表者 職・氏名 殿

都道府県 知事

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守
について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日に実施した**実地検査等の結果**【※実地検査等に限られるものではなく、基準違反が発覚した事由を記載】、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）を遵守していないことが認められましたので、法第76条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは、法第76条の2第2項の規定に基づき、その旨を公表すること、また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、その旨を公示することとなります。

記

1 事業所名

2 勧告理由

省令を遵守していないと認めた事項は次のとおりです。

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

3 勧告事項

上記2について、次のとおり改善を勧告します。

【ひながた】

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に都道府県知事に対し異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分のあったことを知った日（当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から6か月以内（この決定があった日から1年を経過したとき及び当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から1年を経過したときを除く。）に都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

【※文書の全体的な体裁については、各都道府県の文書規程等に従うこと】

第 号
平成 年 月 号

法人名
代表者 職・氏名 殿

市町村 長

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守
について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の6第1項の規定に基づき、平成 年 月 日に実施した**実地検査等の結果**【※実地検査等に
限られるものではなく、基準違反が発覚した事由を記載】、指定地域密着型サービスの
事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下
「省令」という。）を遵守していないことが認められましたので、法第78条の8第1
項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは、法第78条の8第
2項の規定に基づき、その旨を公表すること、また、正当な理由がなくその勧告に係
る措置をとらなかったときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に
係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、その旨を
公示することとなります。

記

1 事業所名

2 勧告理由

省令を遵守していないと認めた事項は次のとおりです。

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

3 勧告事項

上記2について、次のとおり改善を勧告します。

【ひながた】

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に市町村長に対し異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分のあったことを知った日（当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から6か月以内（この決定があった日から1年を経過したとき及び当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から1年を経過したときを除く。）に市町村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

【※文書の全体的な体裁については、各市町村の文書規程等に従うこと】

